

(令和 3 年度)

総合型選抜
(環境・社会理工学院 B)
総合問題（筆記）
90 分

注意事項

1. 試験開始の合図まで、この冊子を開かないこと。
2. この冊子には、問題用紙 2 ページが含まれている。答案用紙は 2 ページである。
3. 答案用紙の所定の欄に受験番号を必ず記入すること。
4. 2 問すべてに解答すること。
5. 解答は 1 問ごとに所定の答案用紙に記入すること。裏面は使用しないこと。

問 1

以下英文は、2015 年 3 月に開催された第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」で取り上げられた防災のための優先行動(Priorities for Action)の内、Priority 4b に関連する UNDRR (国連防災機関) の解説書の序論である。これを読んで以下の問い合わせ答えよ。

- (1) 下線[1]を付した”this capacity”を 100 字程度で説明せよ。
- (2) 開発途上国の大規模地震災害に対して、下線[2]を実現するまでの課題とその対策について自分の考えを 300 字程度で述べよ。

著作権処理の関係上、公開しておりません

出典：“Build Back Better in recovery, rehabilitation and reconstruction”，Consultative version (2017), United Nations Office for Disaster Risk Reduction, p4.

問2. 環境基本法（以下に抜粋）を読んで設間に答えよ。

- (1) 社会基盤施設は環境とどのような関係にあるか。環境基本法の第三条および第四条を踏まえて両者の関係を200字程度で記述せよ。
- (2) 我が国が人口減少社会であることを踏まえて、日本における今後の環境整備の方策についてあなたの考えを200字程度で記述せよ。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

<中略>

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国的能力を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

<以下省略>